

事 務 連 絡
令和元年5月28日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産オオバコエンドロのシペルメトリン)

標記については、平成31年3月8日付け薬生食輸発0308第1号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところである。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品について、シペルメトリンに係る検査命令を実施するようお願いする。

(参考)

令和元年5月22日現在のシペルメトリンに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 東京顕微鏡院
株式会社 環境科学研究所